

○仙北市医師等修学資金貸与条例施行規則

平成28年3月17日規則第30号

改正

令和2年3月19日規則第6号

令和3年8月25日規則第25号

仙北市医師等修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、仙北市医師等修学資金貸与条例（平成28年仙北市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関)

第2条 条例第1条に規定する市長が指定する医療機関は、次のとおりとする。

- (1) 市立田沢湖病院
- (2) 市立角館総合病院
- (3) 仙北市国民健康保険神代診療所
- (4) 仙北市西明寺診療所
- (5) 仙北市松木内診療所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める医療機関

(貸与の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による医師の修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者であることを証する書類
- (2) 大学の医学を履修する課程に在学する者又は当該課程に入学する手続を終えた者であることを証する書類
- (3) 健康診断書
- (4) 本人及び連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し
- (5) 本人と生計を同じくする者及び連帯保証人についての市区町村長の発行する所得証明書

2 条例第3条第2項の規定による薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、助産師又は看護師の修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者であることを証する書類

(2) 条例第2条第2号に規定する養成機関に修学する者又は養成機関に入学する手続きを終えたものであることを証する書類

(3) 健康診断書

(4) 本人及び連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し

(5) 本人と生計を同じくする者及び連帯保証人についての市区町村長の発行する所得証明書
(貸与申請書の提出期限)

第4条 前条に規定する修学資金貸与申請書の提出期限は、毎年2月末日までとする。ただし、市長が認める特別の事情があるときは、この限りでない。

(修学資金の月額)

第5条 条例第4条第2項で定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医師 20万円

(2) 薬剤師 6万円

(3) 診療放射線技師 5万円

(4) 臨床検査技師 5万円

(5) 理学療法士 5万円

(6) 作業療法士 5万円

(7) 臨床工学技士 5万円

(8) 助産師 5万円

(9) 看護師 5万円

2 前項の規定にかかわらず、医師の修学資金の貸与を受ける者の大学に入学した日の属する月の修学資金の月額は、同項に規定する額に800万円を上限とする額を加算した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、助産師又は看護師の修学資金の貸与を受ける者の養成機関に入学した日の属する月の修学資金の月額は、同項に規定する額に10万円を加算した額とする。

(連帯保証人)

第6条 条例第5条の規定により立てるべき連帯保証人は、成年者でなければならない。

(貸与の決定等)

第7条 市長は、第2条の規定による申請があったときは、修学資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(契約書)

第8条 市長は、貸与契約を締結しようとするときは、契約書を作成するものとする。

(貸与契約の解除等の通知)

第9条 市長は、条例第6条各項の規定により貸与契約を解除し、又は修学資金の貸与を休止し、保留し、若しくは打ち切ったときは、その旨を修学生に通知するものとする。

(修学資金借用証書)

第10条 修学生及び連帯保証人は、条例第6条第1項の規定により貸与契約が解除され、又は貸与契約の期間が満了したときは、貸与を受けた修学資金について、直ちに修学資金借用証書を市長に提出しなければならない。

(修学資金返還計画書)

第11条 条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったことにより修学資金を返還しなければならない者は、当該該当することとなった日（同日後直ちに条例第9条第2項の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、当該申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、修学資金返還計画書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により修学資金返還計画書を提出した者は、返還債務の履行の計画を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(返還の猶予の申請)

第12条 条例第8条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者（同条第1項第3号による猶予は除く。）は、修学資金返還猶予申請書に在学証明書、医師の診断書その他の同条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者通知するものとする。

(返還の免除の申請)

第13条 条例第9条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に医師の診断書その他の同条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、返還債務を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(期間の計算)

第14条 条例第9条第1項第1号又は第2項第2号の従事期間は、当該業務に従事することとなった日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、当該業務に従事しなくなった日の属する月において再び当該業務に従事することとなったときは、その月を1月として計算する。

2 前項の規定は、条例第9条第4項の休職又は停職の期間の計算について準用する。この場合において、前項中「当該業務に従事することとなった」とあるのは「休職又は停職にされた」と、「当該業務に従事しなくなった」とあるのは「復職した」と読み替えるものとする。

(返還免除額)

第15条 条例第9条第2項の規定により返還債務の全部又は一部を免除する場合の当該免除する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として定めるものとする。

(1) 条例第9条第2項第1号の規定により免除する場合 返還不能と認められる額

(2) 条例第9条第2項第2号の規定により返還債務の一部を免除する場合 同号の従事期間を同号の修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還債務の額に乗じて得た額

(学業成績表の提出)

第16条 条例第11条の規定による学業成績及び健康診断書の提出は、毎年3月31日までに行わなければならない。

(連帯保証人の変更)

第17条 被貸与者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな連帯保証人を立て、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合のほか、被貸与者は、連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(届出)

第18条 修学生は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

(3) 停学の処分を受けたとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

(5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

2 被貸与者（修学生を除く。）は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前項第1号又は第5号に掲げる事由

(2) 医師等の免許証の交付を受けたとき。

(3) 医師にあつては、勤務先が規則第2条第1項第6号に該当したとき。

(4) 指定医療機関において、育児休業等を取得したとき。

(5) 指定医療機関において、休職や停職の処分等に該当したとき。

3 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(書類の様式)

第19条 次の表の左欄に掲げるこの規則の規定に基づく同表の中欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による。

規定条項	書類	様式
第3条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第8条	契約書	様式第2号
第10条	修学資金借用証書	様式第3号
第11条第1項	修学資金返還計画書	様式第4号
第11条第2項	修学資金返還計画変更承認申請書	様式第5号
第12条第1項	修学資金返還猶予申請書	様式第6号
第13条第1項	修学資金返還免除申請書	様式第7号
第17条	連帯保証人変更届	様式第8号
第18条第1項第1号及び第5号並びに第2項第1号	住所等変更届	様式第9号
第18条第1項第2号及び第3号	休学（復学、転学、退学、停学）届	様式第10号
第18条第1項第4号	修学資金辞退届	様式第11号
第18条第2項第2号	免許取得届	様式第12号
第18条第2項第3号	就業変更届	様式第13号
第18条第2項第4号	育児休業等取得届	様式第14号
第18条第2項第5号	処分等届	様式第15号

第18条第3項	死亡届	様式第16号
---------	-----	--------

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条に規定する貸与の申請は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(仙北市病院事業医師等修学資金貸与条例施行規程の廃止)

- 2 仙北市病院事業医師等修学資金貸与条例施行規程(平成22年3月12日病院事業管理規程第1号)は、平成28年4月1日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、仙北市病院事業医師等修学資金貸与条例施行規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和2年3月19日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月25日規則第25号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式 (省略)